平成２５年（フ）第３９号
三重県津市川方町392番地　レジデンスブロッコリー207号
債務者　林　ゆりか
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７４号
三重県津市一身田平野30番地１　グリーンヴィラ平野Ａ206
債務者　植野　広志
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
三重県名張市鴻之台２番町19番地　ハイツ光の台306号
債務者　藤尾　達雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１９号
京都府宮津市字宮村1435番地
債務者　中嶋　惇朗
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２６３号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目２番５―705号
債務者　泉　美千子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６４号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　市営ひよどり台住宅58―205号
債務者　野上　康直
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目30番12号　御殿山ハイツ102号
債務者　實城　晴美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第９６号
兵庫県川西市東久代１丁目６番25号
債務者　津川　輝雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３９号
広島県尾道市因島重井町3119番地
債務者　松浦　　真
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
愛媛県松山市桑原４丁目15番18号　MOMO東雲302号
債務者　山本　恵太
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
長崎県長崎市川上町17番22号　南マンション202号
債務者　三﨑　女子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
長崎県長崎市新戸町２丁目７番１―201号
債務者　石本　磊三
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
大分市大字横尾3748番地　ロイヤルガーデン横尾Ｇ202
債務者　後藤美奈子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
大分県別府市松原町10―24　マンション一番207号、住民票上の住所大分県別府市南町３番22号　村上アパート１Ｆ
債務者　戎野　幸人
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
大分県別府市北的ケ浜町１番24号　北的ビル２Ｆ
債務者　坂井　公一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市下祓川町2022番地２、前住所鹿児島県鹿屋市打馬１丁目12番26号
債務者　板倉　　進
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
富山市新庄町１丁目15番27号、前住所富山市下大久保1708番地11
債務者　野尻　吉隆
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　富山地方裁判所民事部